

袖ヶ浦市地域防災計画 (案)

＜第2編 地震・津波編＞

付編 東海地震に係る周辺地域としての対応計画

(令和3年度改訂)

付 編

目 次

第1章 総 論.....	1
第1節 地震・津波編の付編としての位置づけ	2
第2節 警戒宣言発令までのあらまし	4
第2章 防災関係機関の業務.....	6
第1節 防災関係機関の業務大綱	7
第3章 事前の措置.....	12
第1節 東海地震に備え事前に促進すべき事項	13
第2節 広報及び教育	14
第3節 地震防災訓練	17
第4章 東海地震注意情報から警戒宣言発令までの対応措置.....	18
第1節 東海地震注意情報の伝達	19
第2節 活動体制の準備等	20
第3節 東海地震注意情報から警戒宣言が発令されるまでの広報	22
第5章 警戒宣言発令に伴う対応措置.....	23
第1節 活動体制	24
第2節 警戒宣言の伝達及び広報	27
第3節 警備、交通安全対策	31
第4節 水防・消防、危険物対策	34
第5節 公共輸送対策	36
第6節 電気・ガス・上下水道、通信等対策	39
第7節 学校・病院・福祉施設等対策	43
第8節 避難対策	46
第9節 救援救護、防疫対策、保健活動対策	48
第10節 その他の対策	50
第6章 市民等のとるべき措置.....	51
第1節 市民のとるべき措置	52
第2節 自主防災組織のとるべき措置	55
第3節 事業所のとるべき措置	57

第1章 総論

節	項目
1	地震・津波編の付編としての位置づけ
2	警戒宣言発令までのあらまし

第1節 地震・津波編の付編としての位置づけ

1 計画策定の趣旨

昭和53年6月15日、大規模地震対策特別措置法が制定され、同年12月14日施行された。この法律は、地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）の指定、強化地域に係る地震観測体制の強化、警戒宣言に伴う地震防災応急対策の実施等を主な内容としている。

この法律に基づき、昭和54年8月7日「東海地震」（震源：駿河湾沖、マグニチュード8程度）が発生した場合、著しい被害を生ずるおそれのある震度6以上と予想される地域（6県170市町村）が強化地域として指定された。

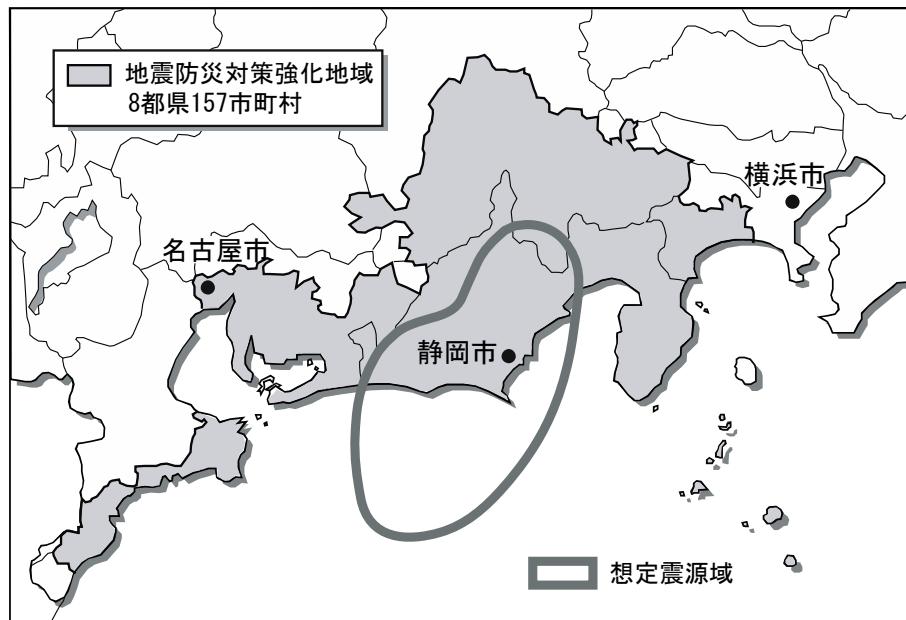
その後、平成14年4月23日の中央防災会議で強化地域が見直され、8都県263市町村へと大幅に拡大され、平成24年4月1日現在では、市町村合併等により、8都県157市町村が指定されている。

一方、市を含む千葉県域については、東海地震が発生した場合の震度が5強程度と予想されるため、強化地域として指定されていない。そのため、市は、法に基づく地震防災強化計画の策定、地震防災応急対策の実施等は、義務付けられていない。

しかし、市は、強化地域に近く、警戒宣言発令時の社会的混乱の発生が懸念される。また、震度5強程度でも、被害が発生するおそれがある。

このため、袖ヶ浦市防災会議は、警戒宣言の発令、東海地震の発生等に備えた対策に關し、「東海地震に係る周辺地域としての対応計画」を策定するものである。

地震防災対策強化地域及び想定震源域



2 基本的な考え方

(1) 計画の内容

この東海地震への対応計画は、次の考え方を基本に策定したものである。
したがって、具体的対応措置については、機会をとらえて見直しを図るものとする。

- ① 警戒宣言が発せられた場合においても、原則として平常時の社会経済活動を維持しながら、次の措置を講じ、市民の生命、身体、財産の安全確保を行うことを目的とする。
 - ア 警戒宣言・地震予知情報等の発表に伴う社会的混乱の発生の防止
 - イ 東海地震発生による被害を最小限にとどめるために必要な防災措置
- ② この計画の策定にあたっては、次の事項に留意したが、今後、計画を実施するうえでも十分配慮する。
 - ア 警戒宣言が発令された日及び翌日以降の対応措置は、特に区分しないことを原則とした。ただし、学校、鉄道対策等区分が必要な対策については、個別に措置する。
 - イ 警戒宣言発令の時点から、地震による被害又は社会的混乱が生じる可能性がある地域から対策の優先度を配慮する。
 - ウ 東海地震が発生した場合の市の予想震度（震度5強）に応じた対策を講ずることとする。警戒宣言発令時刻は、原則として最も混乱の発生が予想される平日の昼間（概ね午前10時から午後2時）とする。
 - エ なお、対策別に特に考慮すべき時間帯及び翌日以降の対応が異なる事項については、個別に措置することとする。
 - エ 防災関係機関、隣接市等と関連を有する対策については、事前に調整を図るものとする。

(2) 計画の範囲

- ① 原則として、警戒宣言の発令から地震の発生又は警戒解除宣言の発令までの間にとるべき措置等を定めたものであるが、東海地震注意情報発表から警戒宣言発令までの間の混乱発生が懸念されることから、この間の混乱防止対策も盛り込んだ。
- ② ここに定めのない東海地震に係る予防対策・応急対策等は、第2編地震・津波編の第1章 総則から第4章 災害復旧計画に定める計画で対処する。

(3) 計画の実施

市の地域は、強化地域でないところから、大規模地震対策特別措置法が適用されない。したがって、本計画の実施に関しては、行政指導又は要請で対応する。

(4) 今後の課題

本計画の策定に当たっては、現行の体制下で考えられる可能な範囲内で盛り込むべき対策を定めた。しかし、地震予知を前提とした対応措置は震災対策上初めてのことであり、具体的対応措置についてさらに検討を加える必要のあるものもある。

今後、被害想定調査及び市民の意識調査等を通じて、さらに充実した計画していくものとする。

第2節 警戒宣言発令までのあらまし

1 東海地震注意情報発表から警戒宣言発令までの対応措置

地震防災対策強化地域の観測に異常が発見された場合、次の手続きを経て警戒宣言が発令される。各情報発表後、東海地震発生のおそれがなくなったと判断された場合は、その旨が各情報で発表される。

危険度	情報名	発表する基準	主な防災対策
↓ 小	東海地震に関連する調査情報(定例)	判定会で評価した調査結果が発表される。	○情報収集・連絡 ○市：注意配備
	東海地震に関連する調査情報(臨時)	観測データに通常とは異なる変化が観測された場合に発表される情報で、その変化の原因についての調査の状況が発表される。	
	東海地震注意情報	東海地震の前兆現象の可能性が高まったと認められた場合に発表される。	○情報収集・連絡、広報活動、行動自粛などの混乱防止措置 ○気象庁において判定会を開催 ○市：警戒配備
	東海地震予知情報	東海地震が発生するおそれがあると認められた場合に発表される。 内閣総理大臣は、閣議で警戒宣言を決定し、発令する。	○警戒宣言の発令(内閣総理大臣) ○交通規制、児童医・生徒等の帰宅措置、列車の運転規制など ○市：災害対策本部(第1配備)

2 事前の措置

本部長(市長)は、警戒宣言発令時に避難活動が円滑に遂行できるよう、あらかじめ次により対応措置を講じておくものとする。

(1) 避難対象地区の選定

関係機関とあらかじめ連絡調整を図ったうえ、がけ崩れ、山崩れ、地すべり等により災害発生の危険性が特に高い地区を把握しておく。

(2) 収容施設(指定避難所)の指定

避難者を一時的に収容、保護するため、学校、公民館等を収容施設(指定避難所)として指定する。

(3) 避難指示体制の確立

広報無線、広報車等による避難指示体制を確立しておく。

(4) 情報伝達体制の確立

収容施設（指定避難所）におけるラジオ、無線機等による情報伝達体制を確立しておく。

(5) 要配慮者に対する援護体制の確立

高齢者、障がい者（児）、乳幼児等要配慮者の把握に努めるとともに、警戒宣言時における援護体制を確立しておく。

(6) 市民に対する周知

避難対象地区の市民に対し、避難対策措置に係る必要事項について周知徹底させておく。

第2章 防災関係機関の業務

節	項目
1	防災関係機関の業務大綱

第1節 防災関係機関の業務大綱

市、千葉県及び指定地方行政機関、指定（地方）公共機関等が実施する業務の大綱は、次のとおりである。

1 市

機 関 名	業 務 大 綱
市	(1) 防災会議及び災害対策本部の設置、運営に関すること。 (2) 東海地震対策の連絡調整に関すること。 (3) 東海地震に係る予防、応急対策に関すること。 (4) 東海地震予知情報等の受理、伝達に関すること。 (5) 広報、教育、防災訓練に関すること。 (6) 消防、水防対策に関すること。 (7) 市が管理又は運営する施設対策に関すること。 (8) 例外措置として住民避難に関すること。

2 千葉県

機 関 名	業 務 大 綱
総務部	(1) 庁舎等の施設防災対策に関すること。 (2) 私立学校の指導に関すること。
総合企画部	(1) 報道機関との連絡調整に関すること。 (2) 県民等に対する教育、広報活動に関すること。 (3) 飲料水の供給指導に関すること。
防災危機管理部	(1) 県防災会議及び県災害対策本部の設置、運営に関すること。 (2) 東海地震予知情報等の収集伝達に関すること。 (3) 市町村の東海地震対策事務の指導及び連絡調整に関すること。 (4) 通信その他施設整備に関すること。 (5) 高圧ガスの保安対策及び火薬類の取締りに関すること。
健康福祉部	(1) 被災者の医療の確保に関すること。 (2) 被災者の健康の維持に関すること。 (3) 被災者の生活衛生の確保に関すること。 (4) 被災者の福祉の確保に関すること。
環境生活部	(1) 汚染物質等の発生源に対する監視、指導に関すること。 (2) 環境大気及び公共用水域の監視に関すること。 (3) 地質環境保全及び監視に関すること。
商工労働部	(1) 物資の確保及び調達に関すること。 (2) 商工業者、商工団体に対する指導に関すること。 (3) 金融機関の業務確保に関すること。 (4) 職業訓練施設の保全に関すること。
農林水産部	(1) 農業施設の保全に関すること。 (2) 農業金融の指導に関すること。

機関名	業務大綱
農林水産部	(3) 非常食糧の確保に関すること。 (4) 農林業団体に対する指導に関すること。 (5) 林地、治山施設の保全に関すること。 (6) 漁業金融の指導に関すること。 (7) 漁業団体に対する指導に関すること。 (8) 農林水産部所属船舶の保全に関すること。 (9) 農林水産部所属船舶による漁船漁業の指導に関すること。 (10) 漁業無線による通信手段の確保に関すること。 (11) 漁業漁港施設の保全に関すること。
県土整備部	(1) 道路及び橋りょうの保全に関すること。 (2) 水防に関すること。 (3) 河川管理施設、海岸保全施設、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の保全に関すること。 (4) 港湾施設の保全に関すること。 (5) 土木資材の確保に関すること。 (6) 県営住宅の保全に関すること。 (7) 建築物の防災に関すること。 (8) 宅地の防災に関すること。 (9) 下水道施設の保全に関すること。
出納局	(1) 災害経費に関すること。
企業局	(1) 県営水道施設の保全に関すること。 (2) 県営水道区域の水道水の供給、確保に関すること。 (3) 工業用水道施設の保全に関すること。 (4) 工業用水の供給、確保に関すること。 (5) 臨海地域土地造成事業施設及び新市街地造成事業施設の保全に関すること。 (6) 宅地造成事業施設、内陸工業用地造成事業施設及びレクリエーション用地造成事業施設の保全に関すること。
病院局	(1) 県立病院の保全に関すること。 (2) 医療救護に関すること。
教育庁	(1) 文教施設の保全に関すること。 (2) 公立学校の児童生徒等の保護安全に関すること。 (3) 図書館、博物館等社会教育施設の保全に関すること。 (4) 文化財の保護に関すること。
警察本部	(1) 警備本部の設置、運営に関すること。 (2) 各種情報の収集、伝達に関すること。 (3) 犯罪の予防その他社会秩序の維持に関すること。 (4) 交通の混乱等の防止に関すること。
君津地域振興事務所	(1) 災害時における市町村の処理する事業の指導に関すること。
君津健康福祉センター	(1) 保健衛生関係の被害状況の収集に関すること。
君津土木事務所	(1) 災害時における河川、道路、橋りょう等の土木施設の保安並びに防災対策に関すること。 (2) 災害救助についての応援に関すること。

機関名	業務大綱
木更津警察署	(1) 防災意識の高揚に関すること。 (2) 危険物の取締りに関すること。 (3) 災害広報に関すること。 (4) 災害情報に関すること。 (5) 被災者の救出及び避難に関すること。 (6) 行方不明者及び死体の検索並びに検視に関すること。 (7) 交通規制及び緊急通行車両の確認に関すること。 (8) 犯罪の予防その他治安の維持に関すること。

3 指定地方行政機関

機関名	業務大綱
関東農政局	(1) 食料及び飼料・資材等の安定供給対策に関すること。 (2) 営農指導、家畜の移動・衛生対策に関すること。 (3) 農地・農業用施設等、公共土木施設に関すること。
関東地方整備局	(1) 港湾施設、海岸保全施設等の保全の指導に関すること。 (2) 河川施設、道路施設の保全に関すること。 (3) 緊急輸送の確保助言に関すること。
第三管区 海上保安本部	(1) 警戒宣言等の伝達、通信体制の強化に関すること。 (2) 船艇及び航空機等の出動、派遣等に関すること。 (3) 情報の収集、海上交通安全の確保に関すること。 (4) 治安の維持、緊急輸送に関すること。
東京管区気象台 銚子地方気象台	(1) 東海地震注意情報及び東海地震予知情報の県知事への連絡に関すること。 (2) 観測施設の整備並びに観測機器の保守及び観測に関すること。 (3) 地震予知及び地震津波に関する啓発活動並びに防災訓練に対する協力に関すること。

4 自衛隊

機関名	業務大綱
陸上自衛隊第1空挺団	(1) 県との連絡・調整に関すること。 (2) 東海地震関連情報の収集、伝達等に関すること。 (3) 災害時における救援活動の実施に関すること。

5 指定公共機関

機関名	業務大綱
東日本旅客鉄道（株） 千葉支社	(1) 鉄道施設の保全に関すること。 (2) 鉄道輸送の確保に関すること。 (3) 鉄道旅客の混乱防止に関すること。
東日本電信電話（株） 千葉支店	(1) 電報、電話等の通信の確保に関すること。

機 関 名	業 務 大 綱
(株) NTT ドコモ 千葉支店	(1) 携帯電話等の通信の確保に関すること。
エヌ・ティ・ティ・ コミュニケーションズ(株)	(1) 電話等の通信の確保に関すること。
KDDI (株)	(1) 電話、携帯電話等の通信の疎通に関すること。
ソフトバンク (株)	(1) 電話、携帯電話等の通信の確保に関すること。
日本赤十字社 千葉県支部	(1) 救護班の編成並びに医療、助産、死体処理（一時保管を除く）に関すること。 (2) 災害救護に関すること。 (3) 日赤医療施設の保全に関すること。 (4) 血液センター施設の保全に関すること。
日本放送協会 千葉放送局	(1) 東海地震予知情報等の放送に関すること。 (2) 放送施設の保全に関すること。
東日本高速道路 (株) 関東支社	(1) 東日本高速道路の保全に関すること。 (2) 災害時における緊急交通路の確保に関すること。
日本通運 (株) 千葉支店	(1) 貨物自動車（トラック）による救助物資の輸送に関すること。
東京電力パワーグリッド (株) 千葉総支社	(1) 電力の需給に関すること。 (2) 電力施設等の保全に関すること。
東京ガス (株)	(1) ガスの供給に関すること。 (2) ガス施設、装置、設備の保全に関すること。
日本郵便 (株) 袖ヶ浦郵便局	(1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付に関すること。 (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除に関すること。 (3) 被災地あて救助用郵便物の料金免除に関すること。 (4) 窓口業務の維持に関すること。 (5) 郵便振替による災害義援金の無料送金に関すること。

6 指定地方公共機関

機 関 名	業 務 大 綱
(一社) 千葉県LPGガス協会	(1) ガスの供給に関すること。 (2) ガス施設、装置、設備の保全に関すること。
京葉臨海鉄道 (株)	(1) 鉄道施設の保全に関すること。 (2) 鉄道輸送の確保に関すること。 (3) 鉄道旅客の混乱防止に関すること。
(公社) 千葉県医師会	(1) 医療及び助産活動に関すること。 (2) 医師会医療機関との連絡調整に関すること。
(一社) 千葉県歯科医師会	(1) 歯科医療活動に関すること。 (2) 歯科医師会と医療機関及び歯科関係団体との連絡調整に関すること。

機 関 名	業 務 大 約
(一社) 千葉県薬剤師会	(1) 調剤業務及び医薬品の管理に関すること。 (2) 医薬品等の需給状況の把握及び情報の提供に関すること。 (3) 地区薬剤師会との連絡調整に関すること。
(一社) 千葉県バス協会	(1) 旅客輸送の確保に関すること。 (2) 人員の緊急輸送の確保に関すること。
(一社) 千葉県トラック協会	(1) 物資の緊急輸送の確保に関すること。
(株) ニッポン放送 千葉テレビ放送 (株) (株) ベイエフエム	(1) 東海地震予知情報等の放送に関すること。 (2) 放送施設の保全に関すること。

第3章 事前の措置

節	項目
1	東海地震に備え事前に促進すべき事項
2	広報及び教育
3	地震防災訓練

第1節 東海地震に備え事前に促進すべき事項

地震災害を未然に防止し、また被害を最小限にとどめるには、平常時から不断の準備を進めることが必要である。このため、地震・津波編においても各防災関係機関の予防計画を定めているが、東海地震については、予知できる可能性があり、その発生が懸念されていることから、本節においては特に緊急に促進すべき事項について定めるものとする。

区分	内 容
1 情報伝達手段の整備	(1) 行政無線以外の通信施設の利用 防災関係機関は、非常時において、通信の輻輳あるいは被災等による通常通信施設の使用不能事態を考慮し、最寄り機関等の通信施設の円滑な利用（非常通信等）が図れるよう、平常時から協力体制の確立に努める。
2 建築物・構造物の地震対策	(1) 建築物の耐震診断・改修の実施 市有の庁舎、学校等は耐震診断実施結果に基づき、耐震改修の実施に努める。 (2) ブロック塀等の倒壊防止対策 通学路に面したブロック塀等の点検結果に基づき、県と連携し補強・改修の実施を指導する。 (3) 外壁等の落下物防止対策 繁華街の道路に面した外壁、窓ガラス、屋外突出物等の点検結果に基づき補強・改修の実施を指導する。
3 道路・河川・地すべり等の対策	(1) 施設等の点検整備 河川、海岸、港湾、急傾斜地、道路、橋りょうについて、定期又は隨時に点検整備を行う。 (2) 地すべり等危険地域の把握 地すべり、山崩れ等の危険地域を調査し、東海地震発生に伴う危険予想地域をあらかじめ把握しておく。

※資料編 資料2-33 災害に係る情報発信等に関する協定書（ヤフー（株））

※資料編 資料2-34 袖ヶ浦市情報発信ツールの活用に関する協定書（東京瓦斯（株）千葉支社）

※資料編 資料5-1 急傾斜地崩壊危険区域一覧

※資料編 資料5-2 山腹崩壊危険地区一覧

※資料編 資料〇〇 土砂災害警戒区域等一覧

第2節 広報及び教育

東海地震対策は、当該地震の発生の予知を前提として指導することから、これに対して防災対策上適切に対応するためには、防災関係機関の職員はもとより、市民、事業所等が東海地震に対する正しい認識を持つとともに、法律及び運用上のシステム、事業所がとるべき行動等について、十分理解しておくことが必要である。

このため、各防災関係機関は、警戒宣言が発せられた場合等において、市民等がこれを冷静に受けとめ、的確な行動をとることによって、地域一体的な防災対策措置が迅速に講じられるよう、平常時から広報、教育活動の徹底を期すものとする。

1 広報

警戒宣言発令時において予想される社会的混乱の発生を未然に防止し、また地震が発生した場合においても被害を最小限にとどめるためには、各防災関係機関、市民、事業所等の一体的な協力及び的確な行動が不可欠である。

このため、各防災関係機関は、平常時からこれらに必要な事項について積極的な広報活動を開展し、東海地震対策に関する正しい知識の普及啓発に努めるものとする。

なお、東海地震に関する情報体系が見直され、平成23年3月より気象庁は新しい情報体系に基づく発表を行っていることから、各情報の内容とそれらに基づいて行うべき防災対応について適切な理解が得られるようその周知に努める必要がある。

(1) 市における広報

① 広報計画、広報例文の作成等

広報活動の実施にあたっては、広報の効果的展開を目指した広報計画を作成するとともに、広報内容の正確性、統一性を確保するため、あらかじめ広報例文等を作成しておく。

なお、広報例文等は市民、事業所等が理解し易い簡潔平易な表現を用いるとともに、必要に応じて、①平常時、②東海地震に関する調査情報発表時、③東海地震注意情報発表時、④警戒宣言発令時等の区分を明示し、情報の混乱防止を図る。

② 広報の内容

広報すべき内容は、概ね次のとおりである。なお、広報の実施にあたっては、特に市民生活、社会活動等に密接な関連を有する事項に重点を置く。

ア 東海地震に関する一般的知識

(ア) 大規模地震対策特別措置法の概要及び運用上のシステム等

(イ) 警戒宣言、判定会、東海地震注意情報等の用語の意味、警戒宣言の予想例文及びその意味等

(ウ) 地震が発生した場合の市域への影響度等

イ 警戒宣言時に主要防災関係機関のとるべき措置

ウ 市民、事業所等が具体的にとるべき行動基準

エ その他必要な事項

※資料編 資料4-5 災害に関する広報文例

③ 広報の方法

広報の方法は、広報すべき事項により、防災訓練や出前講座、「広報そでがうら」等の印刷物、市ホームページ、市生活安全メール、緊急速報メール、SNSによるほか、コミュニティエフエムによる市提供番組を通じて実施する。

(2) 関係機関における広報

各防災関係機関は、それぞれ所管する業務に係る事項を中心に、広域的、現場的広報を実施する。

2 教育

(1) 市職員等に対する教育

市、各防災関係機関は、警戒宣言が発令された場合等において、それぞれ所管する災害応急対策が、迅速かつ的確に遂行されるよう、関係職員等に対し必要な事前の防災教育を実施する。

① 教育事項

市、各防災関係機関の実施する防災対策の内容周知を重点とするほか、防災教育の内容については次の事項を定める。

- ア 大規模地震対策特別措置法の内容及び法律運用上のシステム
- イ 東海地震に関する知識及びこれに基づきとられる措置
- ウ 警戒宣言、東海地震注意情報等の内容及びこれに基づきとられる措置
- エ 本計画に定める内容及び現在講じられている対策
- オ 市職員の果たすべき役割及び具体的にとるべき行動
- カ 今後取り組むべき課題
- キ その他必要な事項

② 教育の方法、手段

各機関の特性及び実情に即し、効果的な方法、手段を選定する。

(2) 児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、公立学校の児童生徒等に対し、東海地震を正しく認識させるとともに、地震災害から身体の安全等を確保するために必要な知識、技能、態度の育成を図るため、地震防災教育を次のとおり実施する。

① 教育内容

- ア 東海地震に関する基本的知識
- イ 東海地震が発生した場合の影響度、予想される危険等
- ウ 警戒宣言が社会現象、人間行動等に与える影響
- エ 警戒宣言時に学校がとる措置
- オ 児童生徒等の学校内及び通学（園）時における安全対策、行動指針
- カ 学校施設等の防災対策
- キ 訓練、その他地震対策に必要な事項

② 教育の方法、手段等

防災教育の実施に当たっては、学級活動（ホームルーム活動）を中心に様々な教育活動を通じて指導し、避難訓練は、学級活動の検証場面としてとらえ、主に学校行事の中で取り扱う。

ア 内容の選択及び指導に当たって、地域、学校の立地条件を十分考慮する。

イ 指導内容を精選し、その指導を通して他の災害にも応用できる態度、能力の養成を図る。

ウ 日常における継続的な指導を通して、東海地震に対する知識や対処行動の指導と実践化を図り、自衛行動力の育成に努める。

エ 避難訓練の実施に当たっては、学級活動（ホームルーム活動）、学校行事等を効果的に関連づけ、指導方法を工夫し、児童生徒等が臨場感をもって参加するよう配慮する。

第3節 地震防災訓練

1 防災訓練の実施

千葉県は、市町村、各防災関係機関の協力を得て、例年実施する総合防災訓練において、警戒宣言時における防災体制の円滑、迅速な確立及び的確な防災措置の習熟、市民、事業所等の協力体制の確立等を目的として、地震予知対応型の訓練をあわせて実施する。

訓練には、できる限り市民、事業所等の参画を得ることにより、広く防災思想の普及と意識の高揚を図る。

2 市、各防災関係機関の訓練

市、各防災関係機関は、上記1の総合防災訓練に参加するほか、それぞれ所掌する業務について、防災計画の習熟、技能の向上等を目的として個別に訓練の実施に努める。

訓練の実施にあたっては、必要に応じ他の機関の協力を得るほか、市民、事業所等と密接に関連を有する事項については、これらの積極的な参画を図る。

3 市民、事業所等が実施する訓練

市、各防災関係機関は、自主防災組織、事業所等が独自に実施する防災訓練に関して、必要な助言、指導に努める。この場合、訓練実施主体の特性及び地域の実情等を勘案して、効果的な訓練が実施されるよう配慮する。

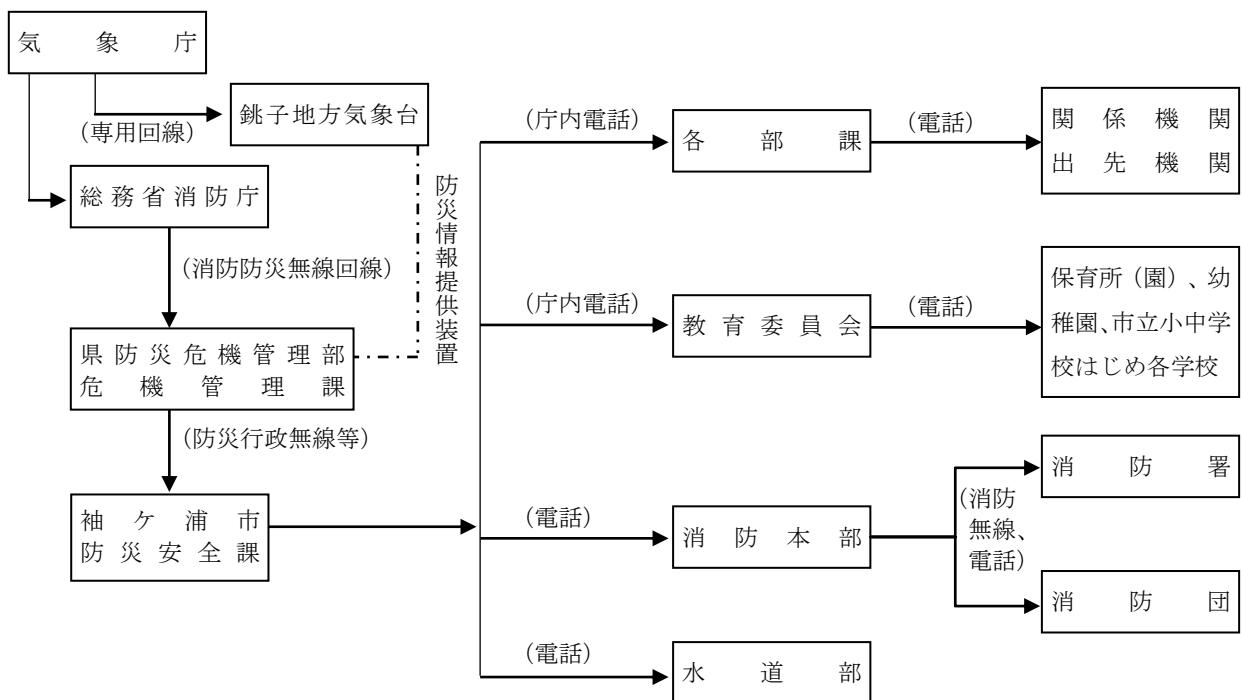
第4章 東海地震注意情報から警戒宣言発令までの対応措置

節	項目
1	東海地震注意情報の伝達
2	活動体制の準備等
3	東海地震注意情報から警戒宣言が発令されるまでの広報

第1節 東海地震注意情報の伝達

1 伝達系統及び伝達手段

東海地震注意情報の伝達系統及び伝達手段は、次のとおりとする。市は、千葉県から東海地震注意情報を受けたときは、防災対策上重要な機関、団体及び市民等に対し、直ちにその旨を伝達する。



※次の機関・団体については、直ちに伝達する。

- ア 保育所（園）、幼稚園、小中学校等の学校
- イ 関係機関・団体等

2 伝達事項

東海地震注意情報に関する伝達事項は、次のとおりとする。

- (1) 東海地震注意情報に関すること。
- (2) 警戒宣言の発令に備えて必要な活動体制及び緊急措置をとること。
- (3) テレビ・ラジオ等の情報に留意すること。
- (4) その他の必要事項に関すること。

第2節 活動体制の準備等

東海地震注意情報を受けた場合、市、消防本部及び防災関係機関は、災害対策本部等の設置準備のため必要な体制をとるとともに、社会的混乱の発生に備え必要な防災体制をとる。

1 活動体制

機関	内 容
市	<ul style="list-style-type: none"> (1) 警戒配備体制の決定 直ちに警戒配備をとり、市災害対策本部の設置準備を行う。 (2) 職員の参集 参集すべき職員は、警戒配備に該当する職員とする。 (3) 東海地震注意情報時の所掌事務 市本部が設置されるまでの間、市総務部防災安全課が関係機関の協力を得て、次の所掌事務を行う。 ア 東海地震注意情報、東海地震予知情報等その他防災上必要な情報の収集伝達 イ 社会的混乱防止のための必要な措置 ウ 県及び防災関係機関との連絡調整 (4) 津波予想危険地域、がけ地崩壊危険地域等における避難地域の把握及び警戒避難体制の整備 (5) 自主防災組織等の防災活動に対する指導
消防本部	<ul style="list-style-type: none"> 東海地震注意情報を受けたときは、日常の消防業務（災害活動を除く。）を停止又は縮小し、次の措置をとる。 (1) 震災警戒体制へ移行 (2) 消防職員の非常招集及び消防団への伝達 (3) 震災消防活動隊の編成 (4) 消防隊の活動体制の強化 (5) 関係機関からの情報収集体制の確立 (6) 火災・水害等防除のための警戒 (7) 火災発生の防止、初期消火等に関する市民、事業所への広報

2 混乱防止措置

東海地震注意情報等により種々の混乱のおそれのあるとき、又は混乱が発生した場合、これらの混乱等を防止するため、各防災関係機関は、次のように対応策を講ずる。

(1) 市及び消防本部

機関	内 容
市	<p>防災安全課は、防災関係機関の協力を得て、次のように対処する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 混乱防止に必要な情報の収集・伝達 ② 防災関係機関等が実施する混乱防止措置の連絡調整及び実施の推進 ③ その他必要事項

機関	内 容
消防本部	<p>① 市民に対する呼びかけ ア 情報の把握 イ 出火防止及び初期消火 ウ 倒壊・落下物防止等 エ その他防災用品等の確認</p> <p>② 事業所に対する呼びかけ ア 防災体制の確立 イ 情報の収集伝達等 ウ 営業の継続停止及び退社等の措置 エ 出火防止及び初期消火 オ 倒壊・落下物防止等</p> <p>③ その他必要事項</p>

(2) その他防災関係機関

機関	内 容
木更津警察署	<p>人心の安定を図り、混乱を防止するため、次の措置をとる。</p> <p>① 広聴及び広報体制の整備 ② 主要駅等の警備</p>
東日本旅客鉄道(株)	<p>① ラジオ・テレビ等の報道機関を通じての列車運転計画の報道 ② 支社社員を派遣する等、駅客扱要員の増強 ③ 旅客の安全と混乱防止のための措置 ア 適切な放送の実施による旅客の鎮静化 イ 階段止め、改札止め等の入場制限の実施 ウ 旅客の迂回誘導、一方通行等の実施 エ 状況により、警察官による警備の応援要請</p>
東日本電信電話(株)	<p>東海地震注意情報の報道に伴い、市民及び事業所等による通話が集中的に発生し、電話が著しくかかりにくくなることが想定されるので次の措置をとる。</p> <p>① 防災関係機関等の重要な通話は最優先で、疎通を確保する。 ② 一般通話については、集中呼出しによる電話網のまひを生じさせないよう混雑状況に応じた利用制限を行うが、その代替手段として、緑色、グレー色の公衆電話からの通話は可能な限り確保する。</p>

第3節 東海地震注意情報から警戒宣言が発令されるまでの広報

東海地震注意情報の発表から警戒宣言が発せられるまでの間においては、原則としてテレビ、ラジオ等により市民に対して冷静な対応を呼びかける広報を行う。

日本放送協会千葉放送局においては、通常番組を中断する等して、主として次により放送を行うこととしている。

日本放送協会千葉放送局における重点放送内容

- 1 東海地震注意情報の内容
- 2 強化地域、観測データの解説
- 3 混乱防止の呼びかけ
- 4 防災知識の紹介

なお、現場で混乱発生が予想される場合は、各関係機関において必要な対応及び広報を行う。

また、互いに各関係機関に通報し、過不足のない広報を行う。

市においては、判定会招集の報道が開始された時点で、あらかじめ用意した広報文を用いて防災行政無線により、広く広報を行う。

※資料編 資料4-5 災害に関する広報文例

第5章 警戒宣言発令に伴う対応措置

本章では、警戒宣言が発せられた場合における社会的混乱を防止するとともに、地震の発生に備え、被害の未然防止及び軽減を図るため、各防災関係機関が警戒宣言の発令から地震発生までの間又は地震発生のおそれがなくなるまでの間において、とるべき措置を定める。

節	項目
1	活動体制
2	警戒宣言の伝達及び広報
3	警備、交通安全対策
4	水防・消防、危険物対策
5	公共輸送対策
6	電気・ガス・上下水道、通信等対策
7	学校・病院・福祉施設等対策
8	避難対策
9	救援救護、防疫対策、保健活動対策
10	その他の対策

第1節 活動体制

1 市の活動体制

災害対策本部の設置	直ちに災害対策本部を設置し、第1配備をとる。
本部設置場所	市役所本庁舎内
本部組織	本計画 第2編 地震・津波編 第3章 災害応急対策計画 第1節「応急活動体制」による。
所掌事務	(1) 警戒宣言、東海地震予知情報等各種情報の収集伝達 (2) 各防災関係機関の業務に係る連絡調整 (3) 社会的混乱防止に係る施策の実施 (4) 報道機関等への情報提供 (5) その他必要な事項
職員の動員	本計画 第2編地震・津波編 第3章 災害応急対策計画 第1節「応急活動体制」による。

2 千葉県の活動体制

災害対策本部の設置	直ちに災害対策本部を設置し、第1配備をとる。県関係機関は、それぞれ所定の対策本部を設置する。
設置場所	原則として県中庁舎6階防災危機管理センターほか
所掌事務	(1) 警戒宣言、東海地震予知情報等各種情報の収集伝達 (2) 各防災関係機関の業務に係る連絡調整 (3) 社会的混乱防止に係る施策の決定、実施 (4) 報道機関等への情報提供 (5) その他必要な事項

3 防災関係機関等の活動体制

かずさ水道広域連合企業団	(1) 地震災害警戒本部の設置 (2) 応急活動全般 (3) 市との役割分担の確認 (4) 住民自らが生活用水を確保する旨の広報
県警察	(1) 災害警備本部の設置 (2) 警備要員の招集 (3) 関係機関との連絡調整 (4) 情報の受理伝達等
千葉海上保安部	(1) 地震災害対策本部の設置 第三管区地震災害対策本部規則により、第三管区本部に地震災害対策本部が設置される。 (2) 地震災害対策本部の組織及び運営

	<p>管区地震災害対策本部の組織及び運営は、第三管区地震災害対策本部規則に定めるところによる。</p> <p>(3) 所掌業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 救援、救助、災害の防除及び維持に関すること。 イ 対策本部船舶の運用に関すること。 ウ 関係機関との連絡、協議及び協力に関すること。
陸上自衛隊第1空挺団	計画に基づき災害派遣準備を実施
東日本電信電話（株）	<p>(1) 情報連絡室の設置</p> <p>東日本電信電話（株）千葉事業部に情報連絡室を設置し、情報の収集、伝達体制をとる。</p> <p>(2) 要員の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 就労中の職員は、応急対策所定の業務に従事する。 イ 休日、夜間等においては、非常呼び出しを行い、応急対策業務の実施に必要な要員を確保する。
(株) NTT ドコモ 千葉支店	<p>(1) 情報連絡室の設置</p> <p>(株) NTT ドコモ千葉支店に情報連絡室を設置し、情報の収集、伝達体制をとる。</p> <p>(2) 要員の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 就労中の職員は、応急対策所定の業務に従事する。 イ 休日、夜間等においては、非常呼び出しを行い、応急対策業務の実施に必要な要員を確保する。
KDDI（株）	<p>(1) 対策本部の設置</p> <p>KDDI（株）は、警戒宣言が発令された場合には、本社に災害対策本部を設置し、情報の収集、伝達体制をとる。また、被災地の周辺事業所においてもこれと同様の措置をとる。</p> <p>(2) 要員の参集</p> <p>KDDI（株）は、会社で定める大規模自然災害全社版事業継続計画及び各本部版事業継続計画に則り、警戒宣言が発令された場合は、速やかに災害対策本部若しくは事前に定める拠点に参集する。</p>
東日本旅客鉄道（株） 千葉支店	<p>(1) 地震災害警戒本部の設置</p> <p>支社長は、直ちに地震災害警戒本部を設置し、管内の地震災害警戒本部に必要な指示を行い、対策の円滑な推進を図る。</p> <p>(2) 地区地震災害警戒本部の設置</p> <p>地区駅長は、直ちに地区地震災害警戒本部を設置し、地区における業務を統括し、応急対策の円滑な推進を図る。</p> <p>(3) 駅、区等地震災害警戒本部の設置</p> <p>現業機関の長は、駅、区等地震災害警戒本部を設置し、箇所における業務を統括し、応急対策の円滑な推進を図る。</p>
東日本高速道路（株） 関東支社	東海地震警戒本部を設置。情報収集・連絡、道路交通状況把握、道路応急班等を組織し、災害情報連絡活動・災害応急対策を実施する。
その他の 防災関係機関	(1) 各防災関係機関は、所管業務に係る必要な防災体制をとる。また、県及び市町村が実施する防災対策が円滑に行われるよう、その所管業務について適切な指導をとるものとする。

	(2) 各防災関係機関は、所管業務を遂行するために必要な組織及び防災対策に従事する職員の配備等を定めておくものとする。
--	---

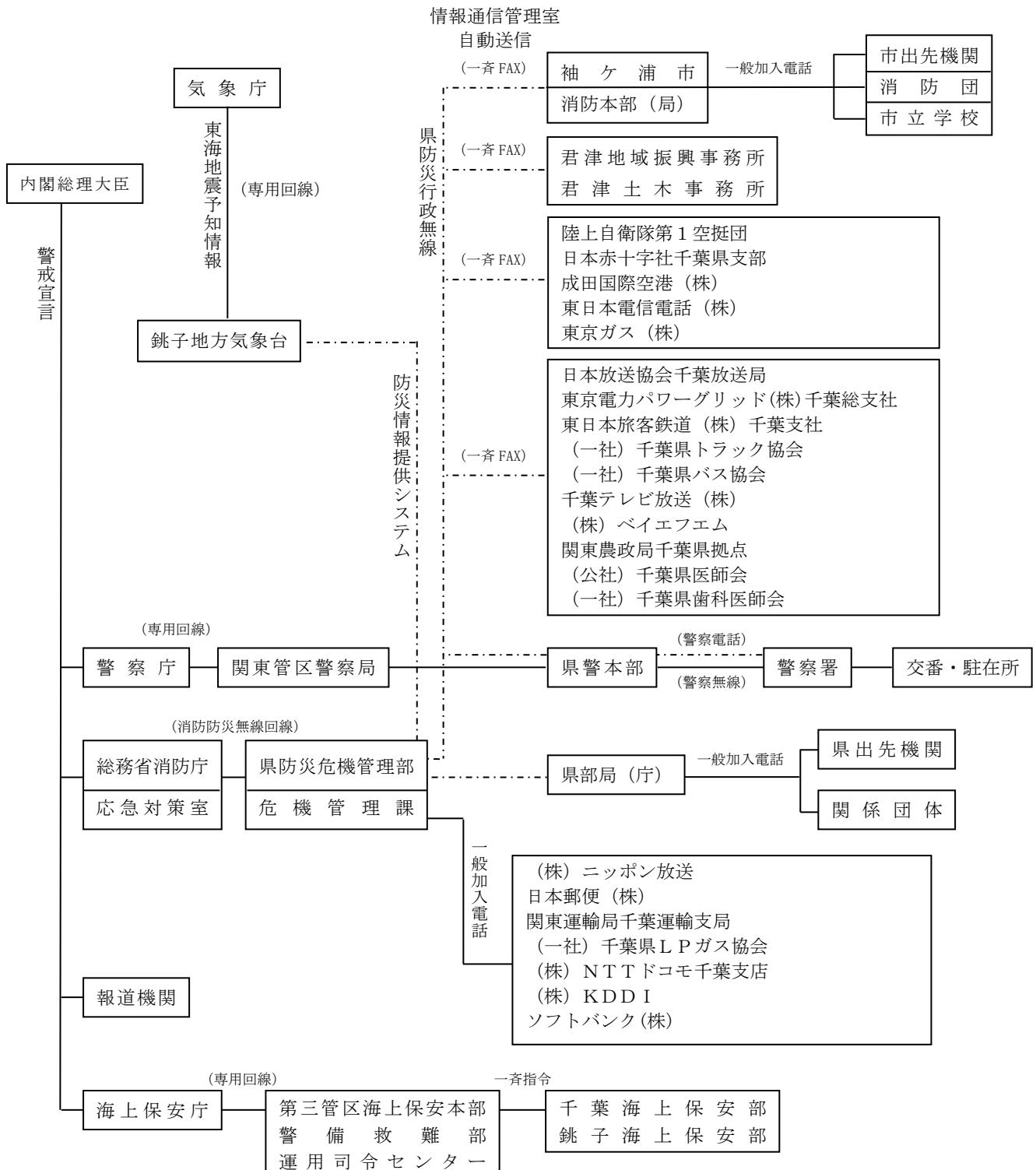
第2節 警戒宣言の伝達及び広報

1 警戒宣言の伝達

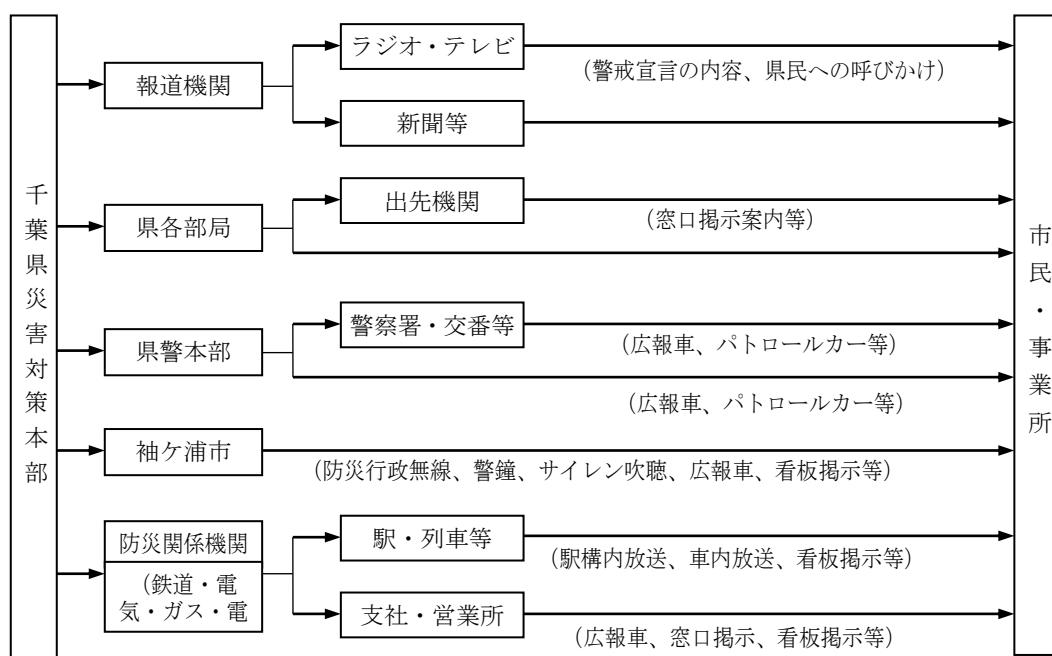
(1) 伝達経路及び伝達手段

警戒宣言及び東海地震予知情報等の伝達系統及び伝達手段の概要は、次の図のとおりである。

警戒宣言及び東海地震予知情報等の伝達系統及び伝達手段



市民、事業所に対する警戒宣言等の情報伝達系統及び伝達手段



(2) 伝達体制

機関	伝達方法等
市	<p>(1) 市は、県から警戒宣言及び東海地震予知情報等を受けたときは、防災対策の遂行上重要な機関、団体に関して、直ちにその旨を伝達する。</p> <p>(2) 市民等に対して次のような方法で伝達する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 防災行政無線 ② 広報車 ③ 防災信号（警察署、消防機関の協力によるサイレン） ④ 庁舎内は庁内放送
消防本部	所有車両のサイレンによる防災信号で市民に伝達
警察署	所有車両のサイレンによる防災信号で市民に伝達
医師会	所属会員に対して、電話又は口頭で伝達
防災関係機関	所管の業務上伝達が必要な機関、団体事業者及び施設の利用者に各種適切な方法で周知

(3) 防災信号（サイレン）の吹鳴パターン

警鐘	サイレン
(5点) ●—●—●—●—●	吹鳴（約45秒）休止（約15秒） -----
備考	<p>1 警鐘又はサイレンは、適宜継続すること。</p> <p>2 必要があれば警鐘及びサイレンを併用すること。</p>

※吹鳴回数 3回

(4) 伝達事項

警戒宣言が発せられた際、伝達する事項は次のとおりとする。

- ① 警戒宣言等の内容
- ② 市への影響予想
- ③ 各防災関係機関がとるべき体制
- ④ その他必要事項

2 広報の内容

警戒宣言が発令された場合、駅、道路における混乱や電話回線の混雑等の発生が予想される。これらに対処するため、テレビ、ラジオ等による広報のほか、千葉県、市、各防災関係機関は、積極的に広報活動を実施する。

なお、各現場において、混乱の発生が予想される場合は、各防災関係機関において必要な対応及び広報を行うとともに、市災害対策本部及び必要な機関へ緊急連絡を行う。

(1) 市の広報

市は、警戒宣言が発令されたときは、防災関係機関と密接な連絡のもとに、次の事項を中心に広報活動を行う。なお、広報文は、あらかじめ用意したものを用いる。

広報の項目

- ① 警戒宣言等の内容及び東海地震予知情報
- ② 市民及び事業所等のとるべき防災措置・混乱防止措置
- ③ 交通規制の内容と実施状況
- ④ 避難が必要な地域住民に対する避難の呼びかけ
- ⑤ その他地震防災応急対策の内容と実施状況

※資料編 資料4-5 災害に関する広報文例

広報の実施方法

- ① 市防災行政無線
- ② 広報車
- ③ 市ホームページ
- ④ 市生活安全メール・SNS
- ⑤ コミュニティエフエム

(2) 各機関の広報

市民及び施設利用者等に対する広報は、次のとおり市に準じて行う。

なお、各防災関係機関の広報責任者は、あらかじめ定められた広報計画により職員、外来者、市民等に対する情報伝達の方法を具体的に定めておく。

- ① 警戒宣言等の内容及び東海地震予知情報
- ② 各防災関係機関の対応状況及び施設利用者等に対する協力要請
- ③ その他必要と認める事項

(3) 報道機関への発表

市災害対策本部は、警戒宣言が発令された場合、社会的混乱の防止と応急措置が円滑に実施できるよう、報道機関に対して各種情報の提供を実施する。テレビ、ラジオの放送機関は、対策本部を設置し、通常番組を中断して次の特別放送を実施する。

- ① 警戒宣言、東海地震予知情報の内容
- ② 各機関の対応状況
- ③ 各地域における動向と対応状況
- ④ 市民、事業所へ混乱防止及び防災措置
- ⑤ その他必要な情報の提供

※資料編 資料2-29 災害時における災害情報の放送に関する協定書（かずさエフエム（株））

※資料編 資料2-30 災害時における災害情報の緊急放送に関する協定書（市原FM放送（株））

※資料編 資料2-32 災害時における放送等に関する協定（（株）ジェイコム千葉）

第3節 警備、交通安全対策

1 警備対策

木更津警察署は、警戒宣言が発せられた場合は、災害警備本部を設置し活動を行う。

(1) 基本的な活動

- ① 警備本部要員及びあらかじめ指定された警備要員又は特別に指示された警備要員の参集
- ② 避難の指示、警告又は誘導
- ③ 警備部隊の編成及び事前配備
- ④ 通信機材・装備資機材の重点配備
- ⑤ 補給の準備
- ⑥ 通信の統制
- ⑦ 管内状況の把握
- ⑧ 交通の規制
- ⑨ 広報

(2) 東海地震に係る周辺地域としての特別な活動

項目	内容
警察署部隊の運用	<p>交通安全の確保、犯罪予防、パニック防止等の活動をするために、次の場所に適正配置する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 駅等混乱の予想される場所 ② 交通規制箇所、迂回指導箇所、主要交差点等 ③ 災害危険場所 ④ 金融機関、生活物資販売店等
広 報 活 動	<p>混乱を防止するために、次の広報を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 広報内容 <ul style="list-style-type: none"> ア 警戒宣言及びこれに関する情報等の正確な内容 イ 道路交通及び交通規制の状況 ウ 市民及び自動車運転者のとるべき措置 エ 公共交通機関の運行状況 ② 広報手段 <ul style="list-style-type: none"> ア パトロールカー、広報車等車載拡声器による広報 イ 交番勤務員による広報 ウ 警察署、交番等の備え付け拡声器による広報 エ その他報道関係機関、防災関係機関を通じての広報

2 交通安全対策

(1) 警察による交通規制

交通の混乱及び交通事故の発生防止、緊急輸送の円滑化、地震発生時の交通対策実施のため、次の基本方針のもと状況に応じて交通規制を実施する。

- ① 市内の車両の走行は、できる限り抑制する。
- ② 強化地域方向へ向かう車両の走行は、できる限り制限する。
- ③ 非強化地域方向から流入する車両の走行は、できる限り制限する。
- ④ 緊急輸送路及び避難路については、優先的にその機能の確保を図る。

交通検問所の設置場所と措置

項目	内容
交通検問所の設置場所	広域交通規制対象道路の指定された箇所 (館山自動車道、東京湾アクアライン連絡道)
検問所での措置	<ul style="list-style-type: none"> ① 交通の規制 ② 運転者に対する広報 ③ 交通情報の収集 ④ 緊急通行車両の確認事務の準備

※資料編 資料6-1 緊急通行車両等の事前届出、確認手続き等

※資料編 資料6-4 緊急輸送路図

(2) 運転者のとるべき措置

運転者のとるべき措置は、次のとおりである。

項目	内容
走行中の措置	<ul style="list-style-type: none"> ① 走行速度を高速道路で時速40km、一般道路で時速20kmに減速する。 ② ラジオ等により地震予知情報、交通情報を聴取する。 ③ 目的地まで走行後、車両を使用しないこと。 ④ 危険物運搬車両の安全対策を実施する。 ⑤ 現場警察官等の指示に従うこと。
駐車中の措置	<ul style="list-style-type: none"> ① 路上に駐車中の車両は、駐車場、空地等に移動させる。 ② やむをえず路上に駐車の場合は、次の措置をとる。 <ul style="list-style-type: none"> ア 道路の左側に寄せエンジンを切る。 イ エンジンキーをつけたままにして窓を閉める。 ウ ドアはロックしない。

(3) 道路管理者のとるべき措置

道路管理者のとるべき措置は、次のとおりである。

① 市の措置

- | |
|-------------------------------------|
| ア 危険箇所の点検
避難に有効な道路、緊急輸送路等の点検の実施 |
| イ 工事中の道路についての安全対策
工事を中止し、保安対策の実施 |

② その他の機関の措置

機 関	内 容
国土交通省 関東地方整備局 千葉国道事務所	ア 道路施設に関する対策 (ア) 重点箇所等の道路状況の把握 (イ) 工事箇所の保全措置 イ 道路交通対策 (ア) パトロール等による道路状況の把握 (イ) 公安委員会が実施する交通規制（とくに緊急輸送路確保のために対し実施する場合等）に対する協力 (ウ) 地震予知情報の周知、車両走行自粛の広報 ウ 発災後に備えた資機材、人員等の輸送体制
東日本高速道路（株） 関東支社	ア 県公安委員会等関係機関の実施する交通規制の協力 イ 道路利用者に対する必要な緊急広報の実施 ウ 自家発電装置、予備電源及び道路管理用通信施設の点検 エ 工事箇所の保全措置
千葉県	ア 危険箇所の点検 イ 工事箇所の保全措置

第4節 水防・消防、危険物対策

1 水防・消防対策

市及び消防機関等は、警戒宣言が発せられた場合、平素の消防業務（防災活動を除く。）を停止又は縮小し、津波、高潮、がけ崩れ等の危険に備え、次の措置を講じる。

（1）市・消防機関

市、消防機関は、警戒宣言が発せられた場合、出火及び混乱防止等に関する次の事項を基本として対応措置を講じる。

警戒宣言発令時の対応措置

- ① 防災活動上、正確な情報の収集及び伝達
- ② 火災・水害等防除のための警戒
- ③ 津波浸水想定地域、土砂災害警戒区域等における避難地域の把握及び警戒避難体制の整備
- ④ 火災発生の防止、初期消火等に関する市民、事業所等への広報
- ⑤ 震災消防部隊の編成強化
- ⑥ 防災関係機関への職員の派遣
- ⑦ 資機材の点検整備の実施及び救急資機材の確保
- ⑧ 見張警戒体制の確保
- ⑨ 特定事業所に対する安全措置対策の指導勧告
- ⑩ 避難地域の把握及び警戒避難体制の整備

（2）水防管理団体

水防管理団体は、次の対応措置を講じる。

- ① 要員確保については消防機関と協議し、水防要員を確保する。
- ② 管轄区域に係る水害を未然に防御し、又は軽減するため、重要水防箇所の点検及び各機関より管理委託されている水門、閘門及び内水排除施設等の点検を実施する。

（3）市民及び事業所に対する呼びかけの実施

市民及び事業所に対する呼びかけは、次の事項を基本とする。

① 市民向け

項目	内 容
情 報 の 把 握	テレビ、ラジオ、警察署、消防機関、市からの正確な情報の把握
出 火 防 止	ア 火気器具類の使用の制限・周囲の整理の確認 イ 灯油等危険物類の安全確認
初 期 消 火	消火器、三角バケツ、消火用水等の確認
危 害 防 止	ア 家具類の転倒防止 イ ガラス、照明器具等の破損・落下防止 ウ ブロック塀等の倒壊防止又は繩張り

(2) 事業所向け

項目	内 容
防災体制の確立	自衛消防組織の編成、警戒本部の設置及び防災要員の配備
情報の収集 伝達等	ア テレビ、ラジオ等からの正確な情報の把握 イ 顧客、従業員等に対する迅速正確な情報の伝達 ウ 百貨店等の不特定多数の者を収容する施設に対する混乱の防止 エ 顧客、従業員等に対する安全の確保
営業の継続、 停止及び退社	ア 集会場等の不特定多数の者を収容する施設に対する営業の自粛 イ 近距離通勤者に対する徒歩帰宅 ウ その他消防計画等に定める事項の徹底
出火防止及び 初期消火	ア 火気使用設備器具の使用制限 イ 危険物、薬品等の安全措置 ウ 消防用設備等の点検 エ 初期消火体制の確立
危害防止	ア 設備器具類の転倒防止 イ ガラス、照明器具、商品、看板等の破損・落下防止 ウ ブロック塀等の倒壊防止又は繩張り

2 危険物対策

(1) 危険物取扱い施設に対する措置

消防本部は、危険物取扱い施設に対し、次の防災措置を指導する。

施 設	防災措置の内容
石油取扱施設	① 操業の制限、停止 ② 流出拡散防止等資機材の点検、配置 ③ 緊急遮断装置の点検、確認 ④ 火気使用の制限又は禁止 ⑤ 消火設備等の点検確認
化学薬品取扱施設	① 転倒、落下、流出拡散防止等の措置 ② 引火又は混合・混触等による出火防止措置
輸送施設	① 出荷、受入を制限・停止 ② 輸送途上における遵守事項の徹底

第5節 公共輸送対策

警戒宣言が発せられた場合、多数の人間の移動行動等に起因し、公共輸送に係る主要駅等においては大きな混乱の発生が懸念される。

このため、公共輸送機能を極力維持するとともに、これらの混乱の発生を防止し、乗客等の安全を確保するため、次のとおり対応措置を講じる。

1 東日本旅客鉄道（株）の措置

(1) 警戒宣言の伝達

警戒宣言及び地震予知情報が出された際は、次の方法で列車、駅及び乗客に伝達する。

伝達先	伝達方法
機関内部	定められた経路により、指令専用電話、緊急連絡用電話による伝達
運転中の列車等の乗務員	最寄りの駅長が、列車の停車の際に口頭による伝達
駅の旅客	駅の放送による伝達
車内旅客	車掌による車内放送による伝達

(2) 混乱防止対策

帰宅ラッシュに伴う混乱防止のため、次の措置をとる。

手段	内容
テレビ、ラジオ、新聞、駅の掲示・放送等	① 運転状況及び運転計画の概要 ② 旅行の自粛及び時差退社の実施の要請 ③ 近距離通勤者の歩行帰宅の実施の要請
その他	① 階段止め、改札止めの実施 ② 入場制限の実施 ③ 乗客の迂回誘導、一方通行等

(3) 列車の運転規制

警戒宣言が発令された時の線区の列車の運転規制は次による。

- ① 45 km/h の規制速度にて減速運転
- ② 危険物を積載している車両は、最寄りの安全な駅等に抑留、必要な場合は、警察消防機関に連絡

(4) 乗車券の取扱い

- ① 強化地域内着、通過となる乗車券類の発売の停止
- ② 強化地域を通過する特急列車等各列車は、運転中止のため、発駅まで無賃送還の取扱いの実施

(5) 現業機関の長のとるべき措置

① 出火防止措置

ア 出火防止のため、直ちに必要とされる火気以外は使用を中止し、止むを得ず使用する火気は、地震発生と同時に使用停止できる措置を講じる。

イ 危険物等施設の応急措置の実施については、周辺地域の特性、施設の位置、構造、設備及び取扱作業等の実態から災害時に予想される危険性に応じて取扱の停止、制限等具体的措置をとる。

② 建築物設備の点検措置

建築物その他の施設等の倒壊、落下等のおそれのある箇所の確認及び消防設備の点検を行い、必要な措置を講じる。

③ 食糧及び飲料水の確保

ア あらかじめ協力を依頼してある協力業者と食糧斡旋及び非常用食糧の確認をする。

イ 区域内の業務用貯水地域を点検するとともに、飲料水、消防用水を貯水する。

2 バス、タクシー等対策

(1) 情報伝達

乗務員は、防災信号、ラジオ及び警察官等から警戒宣言が発令されたことを知ったときは、直ちに旅客に伝達する。

(2) 運行措置

関東運輸局千葉陸運支局の指導のもとに、概ね次のとおり行う。

種類	内容
路線バス	<p>① 地域の実情に応じ、可能な限りの運行を実施する。 ② 次の運行計画を実施する。</p> <p>ア 減速（一般道路 20 km/h、高速道路 40 km/h）運転を実施する。 イ ダイヤ遅延の場合、状況に応じて間引き運転を実施する。 ウ 危険箇所等は、運転中止、折返し、迂回等を実施する。 エ 翌日以降は、交通状況の変化等に応じた措置を実施する。 オ 運行が困難な場合は、運行を中止する場合がある。</p>
貸切りバス	貸切バスについては、必要やむを得ないものを除き運行を中止するが、この場合において、旅客の利便と安全について十分配慮するものとする。
タクシー ハイヤー	<p>① 地域の実情に応じ、可能な限りの運行を実施する。 ② 減速走行（一般道路 20 km/h、高速道路 40 km/h）の実施</p>

3 海上交通対策

東海地震の発生に伴う津波は、房総半島南端部で3mを超えることが予想されるため、警戒宣言及び東海地震予知情報等が通知された場合は、海上保安部（署）及び港湾関係

各機関は、船舶交通の整理、規制等や工事作業等の中止の指導等により海上交通の安全を確保し、港湾内の混乱を防止する。

第6節 電気・ガス・上下水道、通信等対策

1 電気対策

東京電力パワーグリッド（株）は、警戒宣言が発せられた場合、原則として電力の供給を継続し、次の措置をとる。

- (1) 人員・資機材の点検確保
- (2) 施設の保安措置
 - ① 特別巡視及び特別点検等
 - ② 通信網の確保
保安通信設備の点検、整備を実施し、関係機関と連絡をとる。
 - ③ 応急安全措置
作業仕掛け工事及び作業中の箇所は、事故防止のため設備保全及び人身の安全を図る。
- (3) 広報
 - ① 問い合わせに対応できる受付体制
 - ② 公的機関、大口需要家への連絡
 - ③ 市民への広報活動

2 ガス対策

東京ガス（株）は、警戒宣言が発令された場合に対処するための非常体制として、地震災害警戒体制を取り、次の措置を行う。

また、東海地震注意情報が発表された場合は、臨時体制をとる。

- (1) 人員・資機材等の確保
- (2) 施設等の保安措置等
 - ① 巡視・点検等
 - ② 連絡経路の確保
 - ③ 工事等の中止
工事中又は作業中のガス工作物等については、状況に応じ応急的保安措置を実施のうえ、工事又は作業を中断する。
- (3) 避難等の要請
本社及び事業所等の見学者、訪問者等に対しては警戒宣言が発せられた旨を伝達し、避難、帰宅等を要請する。
- (4) 広報
 - 顧客に対し、不使用中のガス栓が閉止されていることの確認、地震が発生したときににおける使用中のガス栓の即時閉止等を要請する。
また、テレビ、ラジオ等の報道関係機関に対して前述の広報内容を報道するよう要請する。さらに、市等とも必要に応じて連携を図る。

3 上水道対策

かずさ水道広域連合企業団は、警戒宣言が発せられた場合、次の対策を講じる。

(1) 応急措置

警戒宣言が発せられた場合、原則として平常どおりの供給を継続する。

また、市民、事業所等の緊急貯水により増大する需要に対し、円滑な供給を確保するとともに、地震発生時の緊急給水活動等に備える。

- ① 要員の確保
- ② 指定給水装置工事事業者への連絡
- ③ 資機材の点検整備
- ④ 施設等の保全措置
 - ア 薬品類に対する事故防止対策の実施
 - イ 塩素消毒設備の運転中止
 - ウ 液漏れ防止のため運転中止による保全
 - エ 市民、事業所等の緊急貯水に対応できるよう送配水圧の調整の実施
 - オ 工事中の箇所は、必要な安全措置をとる。

(2) 広報

警戒宣言が発せられた場合、市民等に対する緊急貯水の呼びかけを重点とし、次とおり広報活動を行う。

項目	内 容
飲料水の汲み置き	ポリタンク、バケツその他の容器を利用する。
生活用水の汲み置き	浴槽等を利用する。
飲料水の水質保持	汲み置き水には、ふた等をかける。また、3日毎に新しい水に汲み替える。
貯留水の流出の防止	汲み置き容器の転倒防止策を講ずる。

4 下水道対策

(1) 応急措置

下水対策班は、原則として使用を継続するものとし、次の対策を実施する。

- ① 要員の確保
- ② 路線の確認
- ③ 施設等の保全措置
- ④ 危険物等に対する措置
- ⑤ 被害状況に応じた修繕
- ⑥ 市民に対する広報車による広報活動

5 通信対策

(1) 電話

東日本電信電話（株）千葉事業部は、警戒宣言の発令に当たっては、情報が正確かつ迅速に伝達された防災対策上有効に機能されるよう、防災関係機関等の重要通信を確保するとともに、一般市民に大きな支障をきたさないことを基本として、次のとおり対処する。

項目	内 容
要員の確保	① 就労中の職員は、応急対策等所定の業務に従事する。 ② 休日、夜間等においては非常招集を行う。
情報連絡室	① 警戒宣言の受報後、千葉事業部は速やかに情報連絡室を設置し、情報の収集及び伝達を行う。 なお、千葉事業部情報連絡室は、次の場所に設置する。 設置場所：千葉事業部千葉災害対策室（NMビル8F） 電話番号：043-211-8652（代）
資機材の点検・確認等	① 非常用移動電話局装置類、各種災害対策用無線機、移動発電装置及び可搬型電源装置等の点検・確認 ② 応急復旧用ケーブル等各種資機材・工事用車両の点検 ③ 工事中施設等の安全装置
輻 轢 対 策	① 防災関係機関等の重要な通話は、利用制限等の措置は行わず、最優先で確保する。 ② 各機関等の非常、緊急通話の取り扱いは確保する。 ③ 番号案内業務は、可能な限り扱う。 ④ 一般通話については、集中呼び出しによる電話網のまひを生じさせないよう混雑状況に応じた利用制限を行う。 ⑤ 緑、グレー色の公衆電話からの通話は、可能な限り確保する。

(2) 電報

可能な限り業務を継続することを基本として次の措置をとる。

- ① 非常、緊急電報の取扱いは確保することとし、地震防災対策強化地域内に向けて発信する電報は、遅延承知のものに限り受け付ける。

(3) 営業窓口

営業時間中は窓口を開け、平常業務を行う。

(4) 広報

警戒宣言時、一般の利用者に対し、テレビ、ラジオ及び地域の広報活動等により、次のとおり広報を実施する。

- ① 電話利用の自粛
- ② 電話のかかり具合の状況
- ③ 緊急時の通話方法
- ④ 電報の取扱い
- ⑤ 発災後の注意事項

また、電話が輻輳した場合には、利用者の電話利用の自粛の協力を得るため、報道機関に対して次の広報文により広報を依頼する。

広報文（例）

「○○地方の電話はただ今混み合ってかかりにくくなっています。防災関係機関、災害救助機関などの緊急の通信を確保するため、○○地方への電話のご利用はできるだけ控えていただくようお願いします。」

第7節 学校・病院・福祉施設等対策

1 学校対策

市は、警戒宣言発令後は、各学校及び地域の関係機関・団体との連携を密にし、児童生徒等の安全の確保及び学校施設の保全を図るため、次のとおり措置する。

(1) 在校時

① 下校措置

警戒宣言発令後は、校長は、直ちに授業を中止し、幼児、児童生徒等を計画にしたがって帰宅させる。なお、それぞれの学校における措置は、次のとおりとする。

下校方法

幼稚園	<ul style="list-style-type: none"> ① 帰宅にあたっては、定められた計画により保護者又は保護者の委任した代理人（以下「保護者」という。）に帰宅先を確認してから引き渡す。 ② 引き渡すまでは、学校等において保護する。
中学校 高等学級	<ul style="list-style-type: none"> ① 帰宅経路手段（歩行、自転車、バス、電車等）、所要時間等を確認し、交通機関を利用している生徒等については、その運行及び安全等を確かめて下校させる。 ② 自宅以外の寄宿先が定まっている者は、寄宿先を確認する。 ③ 帰宅に際して留意すべきことを指導する。
盲ろう養護学校	<ul style="list-style-type: none"> ① 保護者への引き渡し、保護等は、小学校と同様の措置をとる。 ② スクールバスの利用者については、指定場所にて保護者に引き渡す。 ③ それぞれの児童生徒、学校等の状況に応じた措置をとる。

※小中学校特別支援学級についての措置は、盲・ろう・養護学校に準じた措置をとる。

- ② 保護者への連絡は、電話の輻輳等により、有線通信による連絡が困難若しくは不可能になる事態も考慮の上、迅速かつ正確にできるよう、その手段を定めておくものとする。
- ③ 警戒宣言が解除されるまでは臨時休校とし、解除後の授業の再開の日時は、あらかじめ定めたところによる。
- ④ 校長は、校舎内外の施設・設備（理科室、調理室、工作室、戸棚類、下駄箱、がけ下、万年暁、校舎間等）の安全を確認し、防災上改善が必要な部分について早急に必要な措置をとる。
- ⑤ 実践的な防災計画により、職員一人ひとりが迅速適切な行動をとる。
- ⑥ 地域の関係機関・団体との連携を密にし、対応する。

(2) 校外指導時

移動教室 夏季修学旅行等	① 地元官公署等と連絡を取り、その地の災害対策本部の指示に従う。 ② 学校へ連絡をとる。 ③ 校長は、対応の状況を教育委員会等に報告し、保護者に報告する。
遠足等	① 即時帰校の措置をとる。 ② 帰校できない場合、あるいは強化地域内では上記と同様の措置をとる。

(3) その他の対応策

被害防止	① 備品の転倒・落下防止 ② 危険物等の出火防止 ③ 消火器及び応急備品の点検
	① 職員、児童生徒数の把握 ② 教育委員会への報告 ③ 生活必需品、食糧等の手配
残留措置	

2 病院・診療所対策

(1) 医療救護

外来診療	① 可能な限り平常通りの診療を行う。 ② 救急患者の診療は、継続的に行う。 ③ 緊急度が加われば重症患者の診療優先を行う。
	① 入院患者のうち退院及び一時帰宅を希望する者には、担当医師の判断により許可を与える。 ② 緊急事態の進展度に応じ通常入院患者の制限を行う。 ③ 入院患者の安全確保に万全を期す。
手術等	医師の判断により、可能な限り手術検査等の日程変更を検討する。

(2) 防災措置等

- ① 建物及び整備の点検
- ② 医薬品、危険物等の防災措置
- ③ 落下物の防止
- ④ 非常用設備、備品の点検及び確保
- ⑤ 水、食糧の確保

(3) その他

警戒宣言の発令や収集した情報を外来及び入院患者に伝達するとともに、過剰な不安を与えないよう必要な措置をとる。

3 福祉施設対策

(1) 保育所（園）

警戒宣言発令後は、原則として保育等を中止して臨時休園とし、次の措置をとる。

帰宅措置	① 園児は、名簿確認の後、あらかじめ定められた方法で保護者に引き渡す。 ② スクールバス利用の園児は、通常の場所で保護者に引き渡す。 ③ 保護者の引き取りが済むまで、園児は園で保護する。 ④ 園外における指導時は、帰園後園児を保護者に引き渡す。また、交通機関、道路の状況等によって帰園が困難な場合、園及び市に連絡を取り、適宜の措置をとる。
防災措置	① 施設設備、消火器、火気等の点検 ② 転倒、落下物の防止措置 ③ 飲料水の確保、食糧、ミルク等の確認 ④ 医薬品等の確認

(2) 社会福祉施設

社会福祉施設は、施設の種類、通所（園）者・入所者の特性等、施設の実態に即した措置をとる。

帰宅措置	① 保護者への帰宅措置等の伝達 ② 通所（園）者、入所者において、名簿確認の後、あらかじめ定められた方法による保護者への引き渡し ③ 引渡しが困難な者の保護
防災措置	① 通所（園）者、入所者等の安全確保 ② 施設設備、消火器、火気等の点検 ③ 転倒、落下物の防止措置 ④ 食糧、医薬品、生活必需品等の確保

第8節 避難対策

警戒宣言発令時において、市民の生命・身体を保護するため、あらかじめ指定緊急避難場所及び指定避難所を選定し、市民の被害等の確認を行う。

また、土砂災害の危険性が高い地域については、あらかじめ避難対象地区として選定しておくものとする。

なお、警戒宣言が発令された場合、避難対象地区の市民に対し、広報無線等により避難指示等を発令し、市民を指定緊急避難場所又は指定避難所に誘導し次の措置を講じる。

1 警戒宣言時の措置

(1) 避難指示等

本部長(市長)は、消防署等関係機関と協力して広報無線、広報車等により、速やかに避難指示を発令する。

(2) 指定避難所の確認

本部長(市長)は、指定避難所の安全確認のため職員を派遣し、次の事項について確認させる。

- ① 落下物、転倒物の予防措置を確認する。
- ② 防災設備等を確認する。
- ③ 給食、給水用資機材を確認する。
- ④ 衣料品等の生活必需物資を確認する。

(3) 情報伝達体制の確認

指定避難所におけるラジオ、無線機等による情報伝達体制を確認する。

(4) 関係機関に対する通知

指定避難所を開設した場合は、速やかに千葉県、消防署等関係機関に通知する。

(5) 職員の派遣

指定避難所を開設した場合は、管理運営に必要な職員を派遣する。

(6) 要配慮者に対する支援

高齢者、障がい者(児)、乳幼児等特に配慮を要する者に対して必要な支援を行う。

(7) 給食、給水措置

給水活動を行うとともに、食事が確保できない者に対し必要な援護を行う。

(8) 生活必需物資の給与

地震災害により、生活必需品を喪失した被災者に対し、生活必需物資を給与することにより、被災者の生活を支援する。

(9) その他

避難終了後、消防署等と協力の上、避難対象地区の防火、防犯パトロールを行う。

2 事前の措置

市長は、警戒宣言発令時に避難活動が円滑に遂行できるよう、あらかじめ次により対応措置を講じておくものとする。

(1) 避難対象地区の選定

関係機関とあらかじめ連絡調整を図ったうえ、土砂災害発生の危険性が特に高い地区を把握しておく。

(2) 指定避難所の指定

被災による危険性がなくなるまで避難者が一定期間避難生活を送る場所として、学校、公民館等を指定避難所として指定する。

(3) 避難指示体制の確立

広報無線、広報車等による避難指示体制を確立しておく。

(4) 情報伝達体制の確立

指定避難所におけるラジオ、無線機等による情報伝達体制を確立しておく。

(5) 要配慮者に対する介護体制の確立

幼児、児童、高齢者、病弱者等、特に配慮を要する者の把握に努めるとともに、警戒宣言時における支援体制を確立しておく。

(6) 市民に対する周知

避難対象地区の市民に対し、避難対策措置に係る必要事項について周知徹底させておく。

第9節 救援救護、防疫対策、保健活動対策

1 救援体制

給水体制	地震発生に備え、情報連絡、資機材の点検を実施する。
食糧等の体制	(1) 被災者の救助に必要な備蓄等の輸送・配付の準備を実施する。 (2) スーパー、農協等に対して精米の確保・納入ができるよう準備を要請する。 (3) 物資集積地を準備し、指定避難所等へ輸送できる体制をとる。 (4) 商工団体、小売店等に供給体制の整備を要請する。

※資料編 資料7-3 備蓄倉庫の現況

※資料編 資料7-4 備蓄品の現況（主要品目）

2 医療救護体制

市の措置	(1) (一社) 君津木更津医師会に対し、医療救護班の編成準備を要請する。 (2) (一社) 君津木更津歯科医師会に対し、歯科医療班の編成準備を要請する。 (3) 市内薬局等に応急医薬品の確保・供給の準備を要請する。 (4) NPO法人君津木更津薬剤師会薬業会に対し、応急医薬品の確保・供給の準備を要請する。 (5) 日本赤十字社千葉県支部に対し、血液の供給、医療救護班の応援の準備の要請、連絡体制の確保を図る。
(一社) 君津木更津医師会	会員に対し、医療救護班の編成準備を連絡する。
(一社) 君津木更津歯科医師会	会員に対し、歯科医療班の編成準備を連絡する。
NPO法人君津木更津薬剤師会薬業会	会員に対し、医療品の確保・供給の準備を連絡する。

※資料編 資料2-13 地域防災計画に基づく災害時の医療救護活動に関する協定書（(一社)君津木更津医師会）

※資料編 資料2-14 袖ヶ浦市地域防災計画に基づく災害時の歯科医療救護活動に関する協定書（(一社)君津木更津歯科医師会）

※資料編 資料8-3 薬局等医薬品販売業者一覧

※資料編 資料2-15 災害時の救護支援活動に関する協定書（NPO法人君津木更津薬剤師会薬業会）

3 防疫対策

市は、災害時における伝染病の発生と流行を未然に防止するため、次の事項を基本として、防疫対策実施体制を準備する。

- (1) 感染症予防委員の選任、防疫作業員及びその組織化等の準備
- (2) 地震発生後に必要と思われる防疫用の器具、機材の整備及び薬剤備蓄量の確認
- (3) 飲料水の安全確保

4 保健活動対策

市は、災害による健康被害を最小限にとどめ、早期回復を図るため、保健活動を次とのおり推進する。

- (1) 平常時より管内概況、地図、医療機関等施設、要配慮者のリスト等について把握し、災害時には被災状況、医療機関開設状況や救護活動、要配慮者の健康状態の把握等情報収集を行う。要配慮者の把握についてはプライバシー保護に十分注意すること。
- (2) 避難者の健康管理及び要配慮者への処遇調整を行う。
- (3) 保健師の派遣の必要性について検討し、必要時は君津保健所（健康福祉センター）を通じ県に派遣依頼をする。
- (4) 指定避難所におけるプライバシーの確保と、マスコミ取材による市民の不安への対応を実施する。

第10節 その他の対策

1 食糧の確保

市は、警戒宣言が発せられた場合、発災後の被災者の応急救護に必要な食糧を確保するため、次の措置を講じる。

- (1) 災害時、市内商店、スーパー等との協定により速やかに食糧の供給を行う。
- (2) 本部長(市長)は君津市農業協同組合に食糧供給体制の確立を要請する。
- (3) 指定避難所への物資の運搬及び救援物資の受け入れの円滑を図る。
- (4) 緊急輸送車両の運行の円滑を図るため、警察及び関係機関との協力体制をとる。
- (5) 市が管理運営する施設、社会教育施設、社会体育施設、博物館、図書館、公営競技場等については、原則として開館、開催を自粛するものとする。

※資料編 資料2-16 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定(生活協同組合ちばコープ)

※資料編 資料2-17 災害時における物資の供給に関する協定((株)主婦の店)

※資料編 資料2-20 災害時における物資の供給に関する協定((有)吉田商店)

※資料編 資料2-22 災害時における物資等の供給に関する協定(君津市農業協同組合)

※資料編 資料2-23 災害時における福祉用具等物資の供給協力に関する協定((一社)日本福祉用具供給協会)

※資料編 資料2-24 災害時の物資供給及び店舗営業の継続又は早期再開に関する覚書((株)セブン-イレブン・ジャパン)

※資料編 資料2-25 災害時における支援協力に関する協定(イオントリーテルストア(株)イオン長浦店)

※資料編 資料6-1 緊急通行車両等の事前届出、確認手続き等

2 生活物資対策

市は、警戒宣言発令時において、次の措置をとる。

- (1) 百貨店、スーパーマーケット、小売店等に対し営業の継続を呼びかける。
- (2) 市民に対して、小売店等の営業状況、買い占め・買い急ぎ等の抑制を呼びかける。

※資料編 資料2-24 災害時の物資供給及び店舗営業の継続又は早期再開に関する覚書((株)セブン-イレブン・ジャパン)

3 金融対策

金融機関の措置 市の広報 市税の措置	(1) 顧客、従業員・職員に警戒宣言発令を伝達する。 (2) 窓口業務を確保する。
	(1) 金融機関・郵便局の営業状況について広報を行う。 (2) 預貯金の引き出しの抑制について広報を行う。
	市税の申告、納税が困難な場合は、期間の延長等について弾力的に対処する。

第6章 市民等のとるべき措置

東海地震注意情報の発表及び警戒宣言の発令等に伴い、社会的混乱が発生することも予想される。国、千葉県、市をはじめ各防災関係機関は、一体となって社会的混乱の防止を図るものであるが、これらの機関がすべての防災活動を行うことは不可能であり、市民、自主防災組織、事業所がそれぞれの立場で、防災活動を行うことが重要な役割を果たすものと思われる。

本章では、市民、自主防災組織、事業所が平常時、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時に、それぞれとるべき行動の基準を示すものとする。

節	項目
1	市民のとるべき措置
2	自主防災組織のとるべき措置
3	事業所のとるべき措置

第1節 市民のとるべき措置

区分	とるべき措置
1 平常時	<p>(1) 家や塀の耐震化を促進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① わが家の耐震診断を行い、弱いところは補強する。 ② ブロック塀、石塀、門柱を点検し、不適格なものは改築、補強する。 <p>(2) 家具類の転倒、落下防止措置をとる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① タンス、食器棚、ピアノ等の重い家具、倒れやすい家具は、壁に固定などする。 ② 家具類の上に重いものやガラス類を置かない。 ③ 窓ガラスのパテ等を点検し、弱い部分を補強する。 <p>(3) 火気使用器具の点検整備及び火気管理を励行する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① ガスコンロ、ガストーブ等の定期点検を行う。 ② プロパンガスボンベ等は固定し、設備の定期点検を行う。 ③ 火気使用場所の不燃化を図り、整理整頓する。 ④ 火気使用場所周辺に易・可燃性物品（灯油、ベンジン、アルコール、スプレー、食用油、塗料等）を置かない。 <p>(4) 消火器、消防用水の準備をする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 出火に備えて、消火器、バケツ等を準備しておく。 ② 出火に備えて、風呂の水を常にためておく。 <p>(5) 非常用飲料水、食糧の準備をする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 飲料水は、市販のミネラルウォーターか水筒、水袋、ポリタンク等に入れて「最低3日、推奨1週間」分程度準備しておく（1人1日の飲料水、約2～3リットル）。 ② 食糧は、長期保存ができる食品（米、クラッカー、乾メン、インスタント食糧、漬物、梅干、缶づめ、みそ、しょう油、塩など）と日頃の買い置きなどを合わせて「最低3日、推奨1週間」分程度準備しておく。 <p>(6) 救急医薬品の準備をする。</p> <p>傷薬、胃腸薬、目薬、脱脂綿、包帯、ばんそうこう、三角布などを救急箱等に入れて準備しておく。</p> <p>なお、常用している医薬品がある場合は、「最低3日、推奨1週間」分程度準備しておく。</p> <p>また、処方箋のコピーやおくすり手帳を用意しておく。</p> <p>(7) 生活必需品の準備をする。</p> <p>下着、毛布、タオル、石けん、ちり紙、マッチ、ろうそく等を準備しておく。</p> <p>(8) 防災用品の準備をする。</p> <p>簡易トイレ、カセットコンロ、多めの生活用品（トイレットペーパー、食品用ラップ、ゴミ袋など）を準備しておく。</p> <p>(9) 非常持出品の準備をする。</p> <p>非常の際、すぐに持ち出せるように、必要なものをリュックサックなどにまとめておく。</p>

区分	とるべき措置
1 平常時	<p>(10) 防災講習会、訓練へ参加する。 市、消防署、自主防災組織が行う防災講習会、訓練に積極的に参加し、防災に対する知識、行動力を高める。</p> <p>(11) 家族で対応措置の話し合いをする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時、地震発生時における役割分担を話し合っておく。 ② 警戒宣言発令時には、電話がかかりにくくなるので、各自の行動予定を話し合っておく。 ③ 発災した場合の避難場所、避難経路、安否の確認方法を話し合っておく。 <p>(12) 自主防災組織に積極的に参加する。</p>
2 東海地震注意情報の発表から警戒宣言が発令されるまで	<p>(1) テレビ・ラジオ等で正しい東海地震注意情報を入手し、冷静な行動をとる。</p> <p>(2) 電話の利用を自粛する。</p> <p>(3) 自家用車の使用を自粛する。</p> <p>(4) 不要な生活物資の買い急ぎを自粛する。</p> <p>(5) 不要な預貯金の引き出しを自粛する。</p>
3 警戒宣言が発令されてから地震発生まで	<p>(1) 警戒宣言情報を入手する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 市の防災信号（サイレン等）に接したときは、直ちにテレビ、ラジオで正しい警戒宣言情報を入手する。 ② 県、市、警察署、消防機関、防災関係機関の関連情報に注意する。 <p>(2) 家具類の転倒、落下防止措置を確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 家具、棚等の上の重いものをおろす。 ② 窓ガラスにガムテープ等を貼る。 ③ ベランダの置物を片付ける。 <p>(3) 火気使用器具の安全確認と火気管理を確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 火気の使用は最小限にし、いつでも消火できるようにする。 ② ガス器具等の安全整備を確認する。 ③ プロパンガスボンベの固定措置を確認する。 ④ 火気使用場所及び周辺の整理整頓を確認する。 <p>(4) 消火器、消火用水の置き場所を確認する。</p> <p>(5) ブロック塀、石塀、門柱を点検する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 危険箇所には安全措置をとり、付近に近寄らせないようにする。 <p>(6) 非常用飲料水、食糧を確認する。</p> <p>(7) 救急医薬品を確認する。</p> <p>(8) 生活必需品を確認する。</p> <p>(9) 防災用品を確認する。</p> <p>(10) 電話の使用を自粛する。（県・市・放送局等防災関係機関に対する電話による問い合わせは控える。）</p> <p>(11) 自家用車の利用を自粛する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 路上に駐車中の車両は、空地、駐車場に移動する。

区分	とるべき措置
3 警戒宣言が発令されてから地震発生まで	<p>② 走行中の車両は、減速走行し、目的地まで到達した後は車を使わない。（高速道路で時速40km、一般道路で時速20kmに減速）</p> <p>(12) 幼児、児童生徒、高齢者、障がい者（児）、病者（臨床者）の安全を確認する。</p> <p>① 幼児、児童生徒、高齢者、病者（臨床者）が、安全な場所にいるか確認する。</p> <p>② 幼児、児童生徒が登園・登校している場合は、定められた園、学校との打ち合わせ事項により、対応措置をとる。</p> <p>(13) エレベータの使用をさける。</p> <p>(14) 不要な生活物資の買い急ぎを自粛する。</p> <p>(15) 不要な預貯金の引き出しを自粛する。</p> <p>(16) 津波警戒のため、海岸線から退去する。</p>

第2節 自主防災組織のとるべき措置

自主防災組織が結成されていない地域にあっては、区等自治会等が、この基準に準拠して対応措置をとる。

区分	とるべき措置
1 平常時	<ul style="list-style-type: none"> (1) 組織の編成と各班の役割を明確にする。 (2) 防災知識の普及活動を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ① 各戸に対して出火防止、倒壊物予防措置を呼びかける。 ② 地域内の危険物集積地区、延焼拡大危険地区、山崩れ、がけ崩れ等災害危険箇所を把握する。 ③ 地域内の消防水利を把握する。 ④ 地域内のブロック塀、石塀、門柱、擁壁等の安全点検を行う。 ⑤ 防災知識に関するチラシ、パンフレット等を作成し、各戸に配布する。 (3) 防災訓練を行う。 <p>災害時に備えて情報連絡訓練、消火訓練、給食給水訓練、救出救護訓練、避難所運営訓練等を行う。</p> (4) 火気使用器具の点検及び火気管理の励行を指導する。 <ul style="list-style-type: none"> ① 各戸に対して火気使用器具、使用場所の点検を指導する。 ② 各戸に対して易・可燃性物品の点検を指導する。 ③ プロパンガスボンベの点検を指導する。 (5) 防災資機材等を整備する。 <p>地域の実情に応じて情報連絡用、初期消火用、水防用、救出救護用、給食給水資機材等を整備しておく。</p> (6) 情報の収集、伝達体制を確立する。 <ul style="list-style-type: none"> ① 市、消防署等防災関係機関から伝達された情報を、正確かつ迅速に地域住民に対して伝達する体制を確立しておく。 ② 地区ごとに収集伝達すべき情報を定めておく。
2 東海地震注意情報の発表から警戒宣言が発令されるまで	<ul style="list-style-type: none"> (1) テレビ、ラジオ等で、正しい東海地震注意情報を入手する。 (2) 地域住民に対して、冷静な行動をとるよう呼びかける。
3 警戒宣言が発令されてから地震発生まで	<ul style="list-style-type: none"> (1) 自主防災組織の活動体制を確立する。 <ul style="list-style-type: none"> ① 自主防災組織の編成の確認 ② 自主防災組織本部の設置 ③ 自主防災組織の役割分担の確認 (2) 市、消防本部等防災関係機関から伝達された警戒宣言情報を市民へ周知する。 (3) 市民に対し、とるべき措置を呼びかける。 (4) 防災資機材等を確認する。

区分	とるべき措置
	(5) 幼児、児童生徒、高齢者、障がい者（児）、病者への安全対策措置を呼びかける。 (6) 食糧、飲料水の確保及び調達方法を確認する。

※資料編 資料1-5 袖ヶ浦市自主防災組織防災資器材貸与要綱

※資料編 資料9-3 袖ヶ浦市自主防災組織一覧

第3節 事業所のとるべき措置

事業所は、あらかじめ防災責任者（防災管理者）を定め、防災計画を作成して次のような措置をとるものとする。

区分	とるべき措置
1 平常時	<p>消防法により消防計画、予防規程を定めなければならない事業所はもとより、その他の事業所においても、あらかじめ防災責任者（消防法で言う防火管理者に当たるもの）を定め、防災計画を作成するものとする。</p> <p>防災計画作成上の留意事項は、次による。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 自衛防災体制を確立する。 <ul style="list-style-type: none"> ① 防災責任者の選定及び自衛防災組織の結成 ② 組織の役割分担の明確化 (2) 教育及び広報活動を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ① 従業員の防災知識の高揚 ② 従業員の安否確認方法 ③ 従業員の顧客に対する安全対策措置に係る教育研修 ④ 従業員の帰宅対策 (3) 防災訓練を実施する。 <p>災害時に備えた情報連絡訓練、消火訓練、救出救護訓練、顧客の誘導訓練</p> (4) 危険防止対策をとる。 <ul style="list-style-type: none"> ① 施設、設備の定期点検 ② 商品、設備器具、窓ガラス等の破損、転倒、落下防止措置 (5) 出火防止対策をとる。 <ul style="list-style-type: none"> ① 火気使用器具、設備及び火気使用場所の定期点検 ② 消防水利、機材の整備点検 ③ 商品の整備点検 ④ 易・可燃性物品の管理点検 (6) 消防資機材等を整備する。 <p>情報連絡用、初期消火用、水防用、救出救護用、給食給水用資機材等を整備する。</p> (7) 情報の収集、伝達体制を確立する。 <ul style="list-style-type: none"> ① 市、消防署等防災関係機関から伝達された情報を正確かつ迅速に顧客、従業員に対して伝達する体制を確立する。 ② 事業所の実状に応じた、収集伝達すべき情報を選定する。
2 東海地震注意情報の発表から警戒宣言が発令されるまで	<ul style="list-style-type: none"> (1) テレビ、ラジオ等で正しい東海地震注意情報を入手する。 (2) 自衛防災体制の準備、確認を行う。 (3) 消防計画等による警戒宣言時にとるべき措置の準備・確認を行う。 (4) その他、顧客、従業員に対する安全対策措置等必要に応じた防災措置を講じる。

区分	とるべき措置
3 警戒宣言が発令されてから地震発生まで	<p>(1) 自衛防災組織の活動体制を確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 自衛防災組織の編成の確認 ② 自衛防災本部の設置 ③ 自衛防災本部の役割分担の確認 <p>(2) 情報の収集、伝達体制を確立する。</p> <p>市、消防本部等防災関係機関及びテレビ、ラジオ等により入手した情報を正確かつ迅速に顧客、従業員に対して伝達する。</p> <p>(3) 危険防止措置について確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 施設、設備の確認 ② 商品、設備器具、窓ガラス等の破損、転倒、落下の防止措置の確認 <p>(4) 出火防止措置について確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 火気器具類等の使用は原則として自粛するものとし、やむを得ず使用する場合は最小限とし、いつでも消火できる体制をとる。 ② 火気使用場所及び周辺の確認 ③ 消防水利、機材の確認 ④ 易・可燃性物品の確認 <p>(5) 防災資機材等を確認する。</p> <p>情報連絡用、初期消火用、水防用、救出救護用、給水給食用資機材等の確認</p> <p>(6) 食糧品等生活必需品物資を販売（取扱い）する事業所においては、市民生活の確保と混乱防止のため、原則として営業を継続する。</p> <p>(7) 不特定かつ多数の者が出入りする劇場、映画館、遊技場、旅館及び地下街の店舗等においては、混乱防止のため原則として営業を自粛する。</p> <p>(8) 石油類、火薬類、高压ガス等出、爆発等周辺地域に対して危険な影響を与える可能性のある事業所においては、原則として営業を自粛する。</p> <p>(9) バス、タクシー及び生活必需物資を輸送する車両以外の車両の使用は、原則として自粛する。</p> <p>(10) 一般事業所においては、原則として平常営業とするが、特に従業員を退社させる必要のある事業所においては、駅、停留所、道路の混雑状況及び警戒宣言情報の内容等を考慮して時差退社させる。</p> <p>なお、近距離通勤者については徒歩等によるものとし、原則として交通機関を利用しない。</p> <p>(11) 電話使用の自粛（県、市、放送局等防災関係機関に対する電話による問い合わせは控える。）</p> <p>(12) 不要な預貯金の引き出しを自粛する。</p>